

道 路 掘 削 条 件

1 掘削工事実施の方法

- (1) 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
- (2) 掘削は、みぞ堀、つぼ堀又は推進工法その他これに準ずる方法によるものとし、えぐり堀は行わないものとする。
- (3) 路面の排水を妨げない措置を講ずること。
- (4) 道路を横断して掘削する場合には、直角方向とし、原則として推進工法とすること。やむを得ず開削する場合には、片側ずつ工事を施行し、一般交通の妨げにならないようにすること。
- (5) 掘削面積は、当日中に復旧可能な範囲とし、最小限に止めること。ただし、道路管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (6) 砂利道路、その他舗装道路以外の道路(以下「砂利道路」という。)の路面の砂利及び衣土は、下層の掘削土が混じらないように区別しておくこと。
- (7) 舗装路面の取壊しは、コンクリートカッター等で丁寧に行うこと。また、車道部分の掘削幅は、必要最小限とすること。
- (8) 舗装の破壊片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出するものとし、歩道及び車道に堆積したり、路床で小割りしないこと。
- (9) 工事中にわき水がある場合には、路床及び路体に影響を及ぼさないように適切な処理を行うこと。
- (10) 工事施行中は、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物については、危険のないよう十分留意して掘削を行うこと。
- (11) 引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機等の機械器具を使用しないこと。
- (12) 掘削場所又はその付近に既設の水管等があると認められるときは、あらかじめ当該占用者と協議を行い、試掘、防護、移設その他保安上必要な措置を講ずること。
- (13) 沿道に接近して掘削する場合には、人及び車両の出入りを妨げないように必要な措置を講ずること。

- (14) 掘削箇所の周囲及び掘削土砂又は工事用物品を置いた箇所には、通行人に危険を及ぼさないよう防護柵、その他の設備をし、かつ、夜間においては保安灯を設けるなどして工事現場を明示し、危険防止に万全を期すこと。

2 掘削箇所の埋戻しの方法

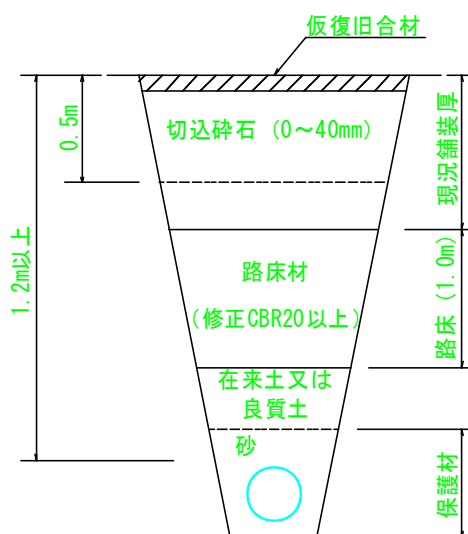
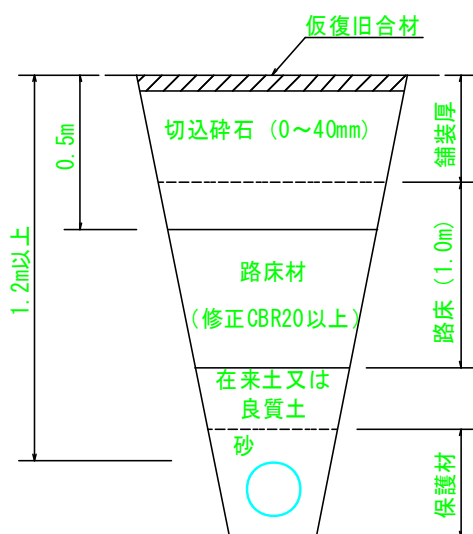
- (1) 埋戻しに先立ち、掘削箇所内に工事材料等が残置しないよう十分に点検するとともに、わき水やたまり水を完全に排除してから埋戻しを行うこと。
- (2) 埋戻しは、歩道、車道ともに舗装路面下 0.5m まで(現況舗装厚が 0.5 m 以上の場合は現況舗装厚までとする。)は、切込碎石(0~40 mm)を使用することとし、その下の路床部(1.0m)については、路床として必要な支持力を有する路床材を使用すること。(図一1、図一2)

図一1 埋戻し材料

図一2 埋戻し材料

(現況舗装厚が 0.5m 未満の場合)

(現況舗装厚が 0.5m 以上の場合)



- (3) 埋戻し材の転圧は、必ず突き固め用器具を使用し、層厚 15 cm~20cm ごとに緊密に突き固め、基準密度を得られるよう十分に転圧すること。
- (4) 埋戻し材の品質、規格及び施工基準は、次によるものとする。
- (イ) 切込碎石は、0 mm~40 mm とし、修正 CBR30 以上かつ PI6 以下とする。また、車道及び歩道の現場密度は、それぞれ最大乾燥密度 95%、85%以上とする。

- (ロ) 路床土は、修正 CBR20 以上とし、現場密度は、最大乾燥密度 90% 以上とする。
- (ハ) 在来土及び良質土は、CBR 値 3%以上とし、現場密度は、最大乾燥密度 85%以上とする。
- (ニ) 100mに 1 箇所の割合で、各層ごとに現場密度の測定を実施すること。
- (5) 埋戻しは、特に指示がないかぎり、掘削当日中に仮復旧まで完了すること。

3 路面の仮復旧の方法

- (1) 砂利道路の復旧は、自主往復とし良質土(CBR 値 3%以上)を使用して、層厚 15 cm ごとに締め固め、表層厚は、30cm とし、切込碎石(0 mm～40 mm)を使用して、十分に締め固めること。
- (2) 舗装路面の仮復旧は、原則として加熱アスファルト混合物を使用し、埋戻し完了後、直ちに行うこと。
- (3) 仮復旧の標準舗装構成は、現在の舗装種別(簡易、高級)にかかわらず次によるものとする。

交通量 (台/日)	舗装厚
1, 000 未満	3 c m
1, 000 以上 2, 500 未満	4 c m
2, 500 以上	5 c m

- (4) 舗装路面の仮復旧期間は、概ね 1 ヶ月以上とし、占有者は、本復旧工事を施行するまでの間、工事施行箇所を常にパトロールし、路面の沈下、排水処理、その他の不良箇所が生じたときには、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通の確保を図ること。

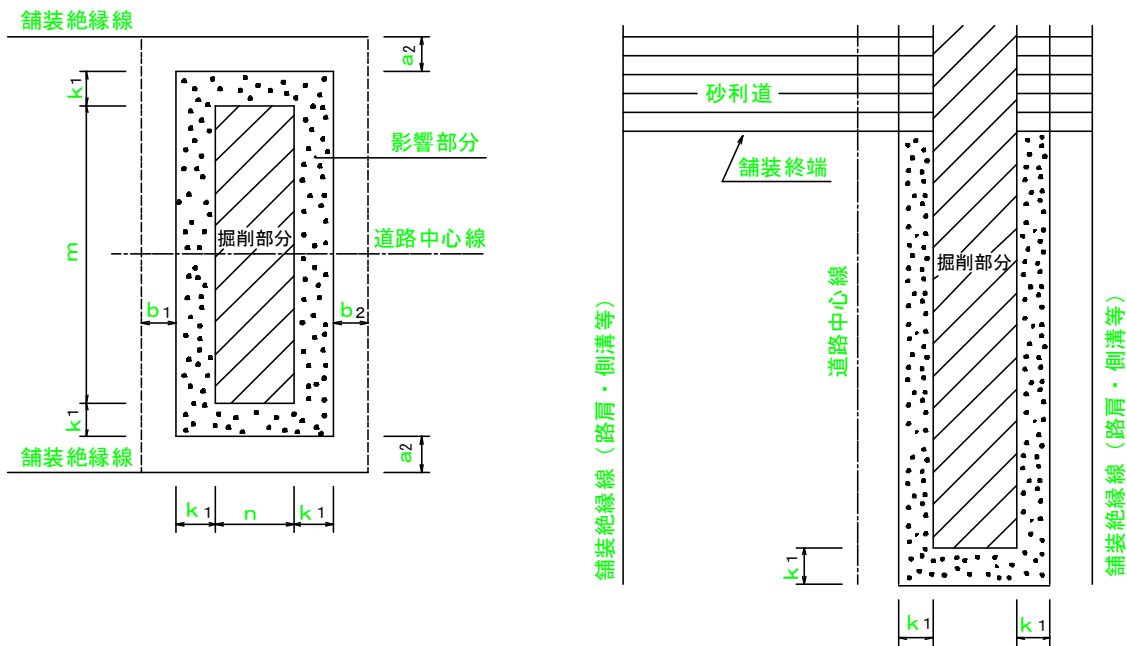
4 路面の本復旧の方法

- (1) 復旧幅及び面積の算出は、図-3 により行うものとし、必ず現地立会いの上調査すること。
- (2) アスファルト舗装の場合において、その復旧舗装構成は、原則として現状の舗装構成と同等のものとする。(図-4)ただし、現状の舗装構成

と同等に復旧した場合においても、明らかに掘削前の道路の機能を回復することができないと予想されるときには、この限りでない。

- (3) 本復旧材料の品質及び施工基準は、福島県「共通仕様書(土木工事編)」によるものとする。
- (4) 歩道部を200m以上占用する場合において、商店街等の市街地のため道路管理上、仮復旧工事及び本復旧工事で掘り返しが不都合な箇所については、仮復旧工事をせず、はじめから本復旧工事を施行する条件で自主復旧を認めることができる。この場合において、道路占用者は、道路管理者と協議をすること。
- (5) 本復旧工事は、仮復旧工事完了1ヶ月以上経過後できるだけ早い時期に実施し、本復旧工事完了の日から2年間は、占用者の責務において工事箇所の維持管理を行うものとする。この間、工事箇所の沈下、亀裂等の損傷が生じたときは、道路管理者と協議の上、直ちに占用者の負担において修繕を行わなければならない。

図-3 復旧幅及び面積の算出



$$S = (m + 2kt + a_1 + a_2) * (n + 2kt + b_1 + b_2)$$

ただし、上式において

S …… 復旧面積

m …… 掘削部分の長さ

n ……掘削部分の幅

k t ……影響幅 (0.5m 若しくは、舗装厚 > 0.5m の場合は舗装厚)

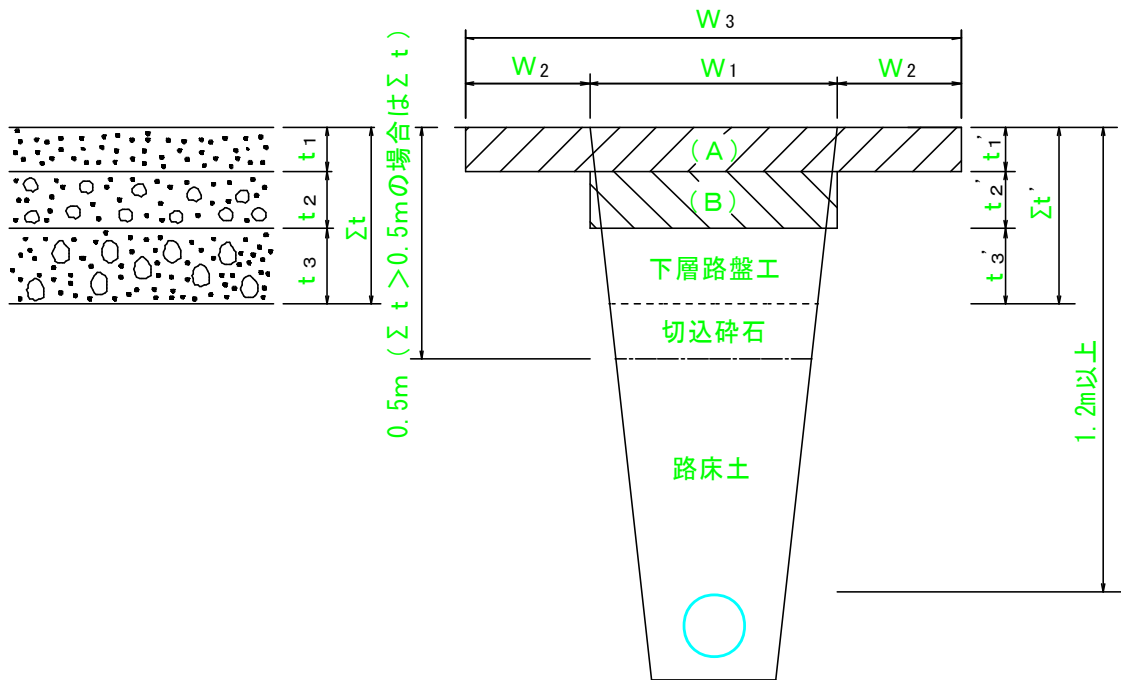
a₁ a₂ ……道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装絶縁線までの距離。ただし、1.2m より大なるときは 0 とする。

b₁ b₂ ……道路の中心線と直角方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離。ただし、1.2m より大なるときは 0 とする。

図-4 アスファルト舗装の場合の本復旧

現状の舗装構成

復旧する舗装構成



t_1 、 t_1' = 表層 (A s)

t_2 、 t_2' = 上層路盤

t_3 、 t_3' = 下層路盤

w_1 = 掘削幅

w_2 = 影響幅 (0.5m 若しくは、舗装厚 > 0.5m の場合は舗装厚)

w_3 = 表層復旧幅

注 1) 復旧厚さは現状と同等とする。

$$\Sigma t = \Sigma t'$$

2) 上層路盤は掘削幅 w_1 とし打替とする。

3) 表層については、上層路盤の復旧幅 (w_1) に影響幅 (w_2) を加えた幅 (w_3) とする。また、影響部分の端から舗装端及び道路の中心線までの距離が 1.2m 以下の場合は、舗装端及び道路の中心線まで打替えるものとする。

5 前各号に掲げるもののほか、工事施行中は、両側に工事看板及び交通規制標識を掲示し、工事灯、防護柵等を設けるなど交通の安全には万全の措置を講ずること。